

会 議 録

1 会議名

令和4年度第2回上越市人にやさしいまちづくり推進会議

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況について（協議）（公開）

(2) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和5年度実施計画(案)について（協議）（公開）

3 開催日時

令和5年2月24日（金）

4 開催場所

市役所第一庁舎 401 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開理由

—

7 出席した者 氏名（敬称略）

・ 委 員：青木 美由紀、熊木 輝美、桑原 正史、佐藤 秀子、白倉 由利枝、
チャールズ・ストラットン、藤井 和子、松本 明、望月 博、山岸 実、
吉澤 正好

・ 事 務 局：共生まちづくり課 太田課長、山本副課長、渡邊共生係長

・ 関 係 課：福祉課 八木副課長、高齢者支援課 橋本副課長

8 発言の内容

(1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画進捗状況について（協議）（公開）

<資料No.1-1、1-2 について説明>

山岸委員：事業No.35 吉川区川谷地区の通院支援の地域バス運行について、平日毎日運行しており助かっています。利用の幅を広げるため、無医地区と準無医地区の基準の違いを教えてください。

共生まちづくり課 渡邊係長：担当課確認のうえ、後ほど回答します。

【後日回答】

・ 厚生労働省の「無医地区等及び無歯科医地区等調査」による定義は別紙

「無医地区等及び無歯科医地区等調査実施要領」のとおりです。

佐藤委員：事業No.38 すこやかサロンについて、住民組織化が図られていない地域自治体とは具体的にどのようなことでしょうか。

高齢者支援課 橋本副課長：住民組織、NPO で実施しているところが多いのですが、高田、春日、直江津、八千浦地区の4地域では住民組織で実施していません。そこでは社会福祉協議会とJAが事業を進めています。八千浦地区については住民組織が来年度以降事業を行うことになっているため、3地区について住民組織化が図られていないことになります。

佐藤委員：社会福祉協議会が運営するのではなく、地域の方がNPO等を立ち上げている地域について、「組織化が図られている地域」とカウントするのでしょうか。体制について、このような言葉が使われているのですね。

山岸委員：事業No.86 予約型のコミュニティバスについて、安塚区と牧区で実証実験が行われていますが、利用方法と、利用者数について教えてください。

共生まちづくり課 太田課長：区内をどのようなルートで運航するかわかるシステムがあり、アプリや電話で予約をすると、どこのバス停で待っててくださいというやり取りで区間の循環に繋げるシステムだったと思うのですが。システムのことも含め、後日改めて回答します。

【後日回答】

- ・予約型コミュニティバスを利用する際は、電話またはインターネットで、利用する1時間前までに予約が必要です。予約型コミュニティバスの利用者数は、10月～2月の間、安塚区で820人、牧区で817人です。詳細は別紙「予約型コミュニティバス実証運行の結果」とおりです。
- ・なお、ご参考までに、電話及びインターネットでの予約方法について、資料を添付しましたのでぜひご活用ください。

藤井会長：事業No.21 障害のある人の雇用の機会…の、「障害のある人」とは、年齢なども含めどこまでを指すのでしょうか。表現の仕方について教えてください。

また、この事業については農作業について記載されていますが、事業内容には「既存の業種にとらわれず…」とあります。この辺について詳しく教えてください。

福祉課 八木副課長：「障害のある人」の定義について、基本的には手帳（身体障害、療育、精神障害者保健福祉）をお持ちの方のほか、発達障害の診断書のある方など、広く障害のある方としています。年齢に制限はありません。就労というと、高校、特別支援学校高等部を卒業してから、介護保険のサービス対象となる65歳までが目安かと思いますが、65歳以上の方で障害福祉サービスを受けられている方の中にも、就労されている方はいらっしゃいます。

今回廃止事業として資料に掲載していますが、上越ワーキングネットワークは障害福祉サービス施設（事業所）のネットワークであり、この仕組み自体を廃止するわけではありません。ここでは農作業だけでなく、

市内の企業からの受注を取りまとめ、例えば電気部品の組み立てなどを請けています。

藤井会長：特別支援学校にも関わっており、学校で農作業などを行っているのですが、それが就労に繋がる状況があることが情報提供されているのでしょうか。

福祉課 八木副課長：卒業される際の進路相談の際に、事業所からの説明であったり、相談員からも農業分野の就労先や事業所について説明しています。ただ、体制がある程度整ったものの、作業をお願いしたい農家はまだまだあるのに対し、農作業は時期が重なることが多いので、受け手である福祉事業所側が新規で受けることが困難になっています。来年度は農業担当部署と連携しながら進めたいと考えています。

藤井会長：個人とのやり取りを行っているということでしょうか。

福祉課 八木副課長：個人の方の就労というより、福祉事業所として受けている作業です。

佐藤委員：事業No.38 すこやかサロンについて、住民が率先して実施してほしいということで、住民組織化を図りたいということですが、社会福祉協議会が現在実施していただいているのは、社会福祉協議会のサービスのよう形で実施しているのでしょうか。これは地域住民の手に移行していくことが望ましい、進めていきたい姿なのでしょうか。

事業No.89 福祉タクシー1台導入とありますが、運行の仕方が変わると思いますが、どの業者になるなど、公開できれば教えてください。

高齢者支援課 橋本副課長：事業No.38 について、市が委託している事業であり、委託先が住民組織ということを目指した事業です。身近な地域の中で住民が集って介護予防や健康づくりを行うことが望ましいということで、なるべく地元の方をお願いするように進めてきました。現在住民組織化が図られていない地域が非常に大きな地域であるので、住民組織が大きい地域をカバーすることが難しく、社会福祉協議会やJAに入っているところです。大きい範囲を少し切り分けして住民組織化を図られないかなど工夫しながら、なるべく28区すべての地域自治区の中で住民組織化を目指していきたいと考えています。

福祉課 八木副課長：事業No.89 について、今年度福祉タクシーを1台導入することができたのですが、市の福祉タクシーの導入促進方針ということで、市内の障害をお持ちの方だけでなく、高齢化も進んでいるのでタクシー業界に、車両の更新の際に、今後は福祉タクシー、ユニバーサルタクシーに更新をお願いしているところです。令和3年から令和7年の5年間で新たに7台整備することとしており、現在は32台整備されているのですが、令和7年までの間に40台ぐらいまでにするよう、国の補助金も活用しながらタクシー業者の支援をしていきたいと考えています。

青木委員：事業No.66 シニアサポートセンターについて、No.63 と統合とありますが、元々異なる事業がなぜ統合されるのでしょうか。想定される問題などは無いのでしょうか。

高齢者支援課 橋本副課長：事業No.66 は有償ボランティアであり一回 500 円で掃除などを行います。事業No.63 訪問型 B も有償ボランティアで、平成 28 年度から開始したものです。同じような有償ボランティアであるので、訪問型 B の事業開始時点でシニアサポート事業と統合する方向性があり、シニアサポートの新規の対象者を募っていない状況です。

現在、シニアサポート事業は 4 人の方が利用されており、この利用者の方に話を伺いながら、訪問型 B に移行できるか調整したいと思います。事業の違いとしては、訪問型サービス B は要支援 1、2 などに該当しないと利用できないサービスですが、シニアサポートの中には要介護に該当しない方もいらっしゃるので、訪問型 B に移行する際、条件を特例的に緩和する。あるいは、昨年度から地域福祉ボランティア事業を実施していきまして、こちらは要介護認定の条件が無いので、場合によってはこちらのボランティアに繋げ、現在利用されている 4 名の方が引き続きサービスを利用できるよう考えています。

白倉副会長：今ほどの、地域福祉ボランティアとはどのような事業なのかまた、実績等を教えていただけますでしょうか。

高齢者支援課 橋本副課長：昨年度から実施しており、高齢者の活躍の場を創出し、介護予防と生きがいづくりに繋げるような目的を持っています。内容としては、市民の方が福祉施設等に出向き、ボランティア活動を行うことを中心としています。登録者は中学生を除く 15 歳以上の方で、要介護認定を受けていない方。ボランティア受け入れ先としては、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所を想定しており、その施設に出向いて、話し相手やお茶出し、配膳補助、草取り、その他補助的な作業を行います。新型コロナ感染の懸念があり、受け手側の施設の外部受入が困難であったため、令和 4 年度の登録者見込は 38 人です。

(2) 第 5 次人にやさしいまちづくり推進計画 令和 5 年度実施計画(案)について (協議) (公開)

<資料No.2-1、2-2 について説明>

山岸委員：事業No.87 について、福祉タクシーの利用方法について、利用すると補助のようなものがあるのでしょうか。

福祉課 八木副課長：タクシー業者がタクシーとして福祉車両を導入する際に補助金を出す制度であり、利用者が利用する際は普通のタクシーとして利用していただくものです。

山岸委員：身体障害者にとって一番の困りごとは移動手段です。いろんな方面から支援をお願いします。

佐藤委員：事業No.76 中山間地域の除雪について、令和 4 年度の実績評価は全て A であり、これを受けて令和 5 年度は地区を改めている。これが令和 5 年度も A 評価となった時、面積がどんどん広がっていき、数年後には上越市は中山間地域でもある程度の生活環境が確保できると捉えることができるのでしょうか。

共生まちづくり課 渡邊係長：担当課確認のうえ、後ほど回答します。

【後日回答】

- ・本事業だけで中山間地域全域をカバーできるものではありませんが、引き続き、集落の意向を確認し、支援を必要とする集落については除雪に関する他の事業を組み合わせながら、冬期間における集落の安全安心につながる取組を継続していきます。

松本委員：事業No.2 障害のある人の権利擁護について、上越市で一番大きな障害を持たれる方への差別とはどのようなものがありますか。

福祉課 八木副課長：相談窓口として、相談事業者、障害福祉事業所は普段身近な支援をされているので、差別に当たることがあれば福祉課へ連絡いただくこととなっていますが、昨年1件通報がありました。それについてはご本人や相談員さんへの聞き取りなどを行い、最終的に障害者差別支援地域協議会の委員と情報共有しながら対応しました。自身で伝えられない障害者の方については、身近な相談員が普段の様子を気にしながら、上手く本人の状況を聞き取りながら、差別があれば通報していただくように進めていきたいと考えています。

松本委員：市民や事業者で、理解の無い方にどのように説明し、理解力を上げていくかという取組が必要でないでしょうか。声を上げられない、情報が入ってこなくて問題を抱えている場合、どうケアしていくかを考えて行かなくてはなりません。「人にやさしいまちづくり推進計画」では、これまでほぼ100%に近い取組状況であり、次のステップではランクアップして、聞こえない声を聞こえるようにしていければ、より良くなっていくと思います。

佐藤委員：事業No.1 上越市が目指しているものを上越市民のみなさんが理解する、解って共感していくことが望ましい姿、願っている姿だと思います。目標で、「地域の集まりや企業訪問の際に…」とありますが、どのようなところに出向いたり、できそうな活動というのはあれば教えてください。市全体から見れば小さい集まりでも、少しでも市のPRの時間があればと思います。

共生まちづくり課 渡邊係長：実績のあるものとしては、学校での出前講座です。社会福祉協議会と連携して、小学校で授業形式で行っています。今後考えられるのが、町内会などでも声掛けいただければ、同様の出前講座も可能かと思います。このほか、建築士会へ、設計などの際にユニバーサルデザイン化に率先して取り組み、配慮していただくようお願いをしています。また、ご意見では、一ところに人が集まった際とのことですが、大勢への周知の場の確保は難しいので、来年度は、広報での連載を予定しています。

藤井会長：自治体のホームページを見ると、観光の案内が出てきますが、観光のページに直ぐバリアフリー情報が出ているまちがあります。なぜ情報がすぐ出るようになっているかということ、社会福祉協議会や医療関係者などの地道な活動があったのです。啓発というと出前講座なども重要ですが、

外から見られているということを考えると、ホームページや SNS での発信は市民の意識を高揚させることに繋がると思います。

藤井会長：事業No.70 防災士について、知人の車椅子ユーザーで防災士の資格を取った方がいます。上越市ではそのような事例はありますか。

自身が防災のリーダーになっていくという意識を持っていただくための手法として、防災士の資格取得は非常に有効と考えます。防災士や防災アドバイザーの存在について、どの程度広報されているのでしょうか。

共生まちづくり課 太田課長：啓発について、行政が発信するツールは限られているので、その中でいかに工夫していくか、いかに市民の声を拾うか、伝えていくかについては多角的に考えていくべきだと思います。

防災士につきましては、ほとんどの町内会に 1 名以上いると思います。防災士の資格を取得している方は比較的高齢の方が多いと思いますので、若い方の視点、女性の視点、今のご意見ですと車椅子の方の視点、その方々の視点を入れて防災に活かしたい意図が今回の拡充にあると思います。車椅子の方が防災士の資格を取得されたかどうかには、担当課に確認いたしますし、いろんな方の視点を取り入れてほしいというご意見はお伝えいたします。

【後日回答】

- ・防災士については市が全資格取得者を把握できないこと及び資格取得時において障害の有無は必要な個人情報でないことから、障害のある方の実績は把握する手段がありません。

- ・防災士については、毎年 5 月下旬の養成講座受講者募集時に広報やホームページに掲載し、周知しているところです。

防災アドバイザーは、これまで自主防災組織未結成又は防災活動を実施していない町内会へ派遣しており、市民に向けた制度の周知ではなく、対象となる町内会等へ個別に案内しています。

防災士・防災アドバイザーともに主な活動対象は町内会や自主防災組織であり、市民の皆様に認知されにくい部分もあると考えますので、広報やホームページ等を活用し、周知に努めます。

松本委員：事業No.70 町内会では女性の防災士について、役員から発言されません。

町内は男性主体の部分が多く、それを変えていくためには町内会から女性でもいいですよという発信がないと、女性が自発的に参加するのは難しいと思います。

白倉副会長：福祉的な視点で考えていくと、地域福祉の底上げを図っていく取組も大事だと思います。No.16 に公民館の取組で様々な事業を展開しているようですので、各地域の中で住民組織の動きの中でボランタリーな意識を育むような事業がなされているのか分かりませんが、個々の学習の機会の中で、地域で行われている活動と連携できるような働きかけがあれば、人づくりの部分で上手く連携して地域福祉の底上げが狙えるのではないのでしょうか。

共生まちづくり課 太田課長：ここでは人材育成、ひとづくり、地域づくりという

ものをテーマにしていますが、当課でも市民プラザのボランティアセンターでボランティアを募集したりしています。その狙いとしてはできるだけ市民の方にボランティアを一回でも経験してもらうことによっていろんな活動に繋げていきたいという裾野づくりです。一方で、公民館の方は地域づくりに関することを実施していますが、縦割りにならないように、活かしていきたいと思います。

山岸委員：避難所について、視覚、聴覚の障害がある方が避難所に行った場合、果たして本当に手助けをしていただけるのでしょうか。手話通訳などがないところに避難するので、力を入れていただきたいと思います。

共生まちづくり課 太田課長：外国人もそうですが、避難所において、いかに情報を受け取られるかということは非常に大事なことと思っています。共通の課題として考えていきたいと思います。

【後日回答】

- ・避難所における、配慮が必要な方への支援内容としては、「上越市避難所開設・運営マニュアルの【資料編】（※別添参考資料P27）に「要配慮者の避難時の対応と配慮ポイント」として、避難所運営に当たる市職員、自主防災組織、施設管理者の3者で認識を共有し、対応することとしています。
- ・具体的には、視覚障害のある方に対する避難所内での歩行支援や、聴覚障害のある方に対する筆談や多言語指差しシート（やさしい日本語）等を活用した情報伝達等を行うことなどとしています。
ただし、被災直後の初動においては、現場の職員の人数が限られ、手厚い支援はできませんので、可能な場合はご家族等と避難していただくようお願いしています。
- ・この他、市では、災害時の安否確認や避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行うため、「避難行動要支援者名簿」の登録を行っております。
なお、当該マニュアルは市ホームページで公開しています。

藤井会長：それでは本日の議題は以上となります。様々な視点からご意見をいただきありがとうございました。事務局には本会議での意見を十分に生かしながら、事業の実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

9 問合せ先

自治・市民環境部共生まちづくり課

TEL：025-526-5111（内線 2326） E-mail：kyousei@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。